

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC （○）
厚年基金（○） 会計基準（ ） その他 （ ）

【タイトル】 第31回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催 について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

厚生労働省は2024年1月29日、第31回社会保障審議会企業年金・個人年金部会を開催しました。今回の部会では、以下3つの議題で議論が実施されました。

- ①健全化法への対応について
- ②視点1～視点3※の追加の議論について（iDeCoの加入可能年齢の引上げについて）
※第25回部会で示された視点。
- ③金融商品取引法等の一部を改正する法律及び資産運用立国について（報告）

当部会の資料は、以下の厚生労働省HPに掲載されております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37573.html

■事務局より資料1～資料3について説明が行われました。

1、健全化法への対応について（厚生労働省HP 資料1をもとに記載）

○厚生年金基金制度の沿革

- ・厚生年金基金制度の創設経緯、仕組み、概要、加入者数と基金数、代行制度の意義・役割と変遷

○健全化法当時の議論

- ・当時の検討の背景・流れ、健全化法による厚生年金基金制度改革のプロセス
- ・健全化法による方策
 - －代行割れ基金の早期解散のための方策
 - －代行割れを未然に防ぐための制度的措置の導入
 - －上乘せ部分の受給権を保全するための措置

- ・健全化法施行後の厚生年金基金の解散・代行返上の状況

○健全化法附則第2条への対応について

《論点》

- ・厚生年金基金制度においてかつて発生した「代行割れ問題」は、早期解決を図るべく健全化法において時限的に導入した特例解散制度等によって自主的な解散や他制度への移行が促され、健全化法施行後5年経過時点で解消に至っている。
- ・また、健全化法施行から5年経過以降は、代行割れを未然に防ぐための措置として導入した存続基準が適用されることによって、当該基準を十分に満たす財政状況の健全な基金のみが存続できる仕組みとなっており、残った5基金において代行割れが懸念される状況にはない。
- ・健全化法の施行から10年が経過するところ、
 - －健全化法制定当時の議論
 - －現存する基金の財政状況やヒアリング結果
 - －現存する基金を存続させる場合の懸念点（異なる制度を管理することによる行政コスト等）
 - －現存する基金を廃止させる場合の懸念点（財産権等を侵害するリスク等）等を踏まえ、今後の対応についてどのように考えるか。

2、視点1～視点3の追加の議論について（iDeCoの加入可能年齢の引上げについて） （厚生労働省HP 資料2をもとに記載）

○加入可能年齢の引上げに関する論点

- ・現行の制度においては、企業型DC・DBが原則70歳まで加入可能であるのに対し、国民年金第2号被保険者は原則65歳、国民年金第1号被保険者は60歳までしかiDeCoに加入できないため、働き方を含めたライフコースが多様化する中で、私的年金を活用して老後生活に備えることができる期間に格差が生じている。
- ・一方で、格差の是正のため加入可能年齢を引き上げた場合、公的年金との関係をどう考えるかが論点となる。

○iDeCoと公的年金との関係について

- ・例えば、以下のような場合にiDeCo加入を認めることについて、公的年金との関係でどのように考えるか。
 - －保険料納付済期間等が480月を超えており、60歳以降国民年金被保険者になれない場合。
 - －保険料納付済期間等が120月を超え、かつ、国民年金に任意加入できる状況で任意加入していない場合
 - －既に老齢基礎年金の受給を開始している場合（老齢基礎年金の受給を開始する

と、iDeCo に加入できなくなる一方で、老齢基礎年金を受給しながら厚生年金保険の被保険者となったり、企業型 DC・DB に加入したりすることは可能である）
一保険料納付済期間等が 120 月を超えていない等により、60 歳以降で老齢基礎年金の受給権を有していない場合

3、金融商品取引法等の一部を改正する法律及び資産運用立国について（報告） （厚生労働省 HP 資料 3 をもとに記載）

- ・金融商品取引法等の一部を改正する法律の概要（2023 年 11 月 20 日成立）
- ・顧客本位の業務運営の確保※
- ・金融経済教育推進機構の事業概要、個別相談事業の概要、
認定アドバイザー制度、等

※金融商品取引法等の一部を改正する法律において定められた「顧客本位の業務運営の確保」については、事務局において以下の趣旨の発言がありました。

- ・以前部会で説明をしたとおり、新たな内容を義務付けるのではなく、これまで企業年金制度で整備をしてきた対応を定着、底上げするために、主体横断的に法律で明記をされているもの。

《参考》年金 NEWS2023 年 12 月 5 日

「金融商品取引法等の一部改正：企業年金関係者の誠実義務について」

https://www.sa.nissav.co.jp/media/info2023/nenkin/n739_nenkin_news_20231205.pdf

4、委員からの意見（一部抜粋）

《健全化法への対応について》

- ・存続している基金の制度を残すための行政コストや税制の不公平感を考えると解散の方向とするのが妥当なのでは。
- ・財政が健全であるからそのまま厚生年金基金を残す、というのは、健全化法附則第 2 条の趣旨に反するのではないか。当時の議論の際も、議員より、厚生年金基金は歴史的な役割を終えた制度であるとの答弁もあった。廃止をしたら何が起こるかについては、シミュレーションできるものと思う。何より、公的年金と代行部分でつながっているという仕組み自体について、妥当性・公平性を考えないといけない。
- ・廃止する場合、財産権等を侵害するリスク等については検討が必要。
- ・健全化法は健全な基金にまで解散を促すものにはなっていないのではないか。今の時点で健全化法のゴールをどう設定しているのかの議論や、そのゴールを変える

のであれば、健全化法自体を見直すことが必要ではないか。

- ・退職給付は労働条件であるので、労使の意見が最大限尊重されるべき。(年金局による) 基金へのヒアリングにおいても存続したいという意見があるし、財政も健全であるので、一義的に廃止とするのは難しいのではないか。

《iDeCo の加入可能年齢の引上げ (iDeCo と公的年金の関係) について》

- ・私的年金は公的年金の上乗せの制度であると言うならば、まず公的年金の保険料が納付可能であれば納付をしていただき、その後私的年金の掛金を拠出してもらうとすべき。
- ・iDeCo の加入可能年齢の引上げは公的年金との関係を原則とすべき。保険料の納付をしていれば、公的年金の拡大と併せて iDeCo についても加入を認める。納付していない場合や老齢基礎年金を既に受給開始している場合は、これ以上制度を複雑化しないためにも認めない、とすべき。
- ・加入可能年齢を 70 歳まで引上げる場合は国民年金の被保険者資格と切り離さないといけませんが、保険料納付済期間を資格確認の方法として用いるかどうかが大きなポイントとなる。(DC 法の)「公的年金の給付と相まって」という意味を公的年金の上乗せの自助努力を促すという点から捉えるのであれば、保険料納付済期間はそこまで重視しなくてもよいのではないか。
また、制度はできるだけシンプルにした方が良くと考えており、70 歳まで iDeCo の加入を認めようという方向性があるのであれば、保険料納付済期間と切り離して考えてもよいのではないか。仮に、保険料納付済期間を資格確認の方法として設ける場合、事務負担が過大となり、加入者自身も良く分からず、制度を活用しづらい方向に進んでしまうと思う。

最後に、部会長より、以下の趣旨の発言がありました。

- ・部会での議論を踏まえて令和 5 年度末に部会としての中間整理を行いたい。
- ・事務局にて議論のまとめや今後議論をいただきたい点の整理をお願いしたい。

また、事務局より、次回の議題、開催日程については、追って連絡する旨の発言がありました。

*****メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）*****

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202401-170-0442-D